

# 「近畿圏広域計画検討会議」設置要綱

## (名称)

第一条 この会議は、近畿圏広域計画検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

## (目的)

第二条 検討会議は、国土形成計画法（以下「法」という。）第九条第一項の規定により、近畿圏において、法第十条第一項の広域地方計画協議会が組織されるまでの間、第九条第二項に規定する広域地方計画の策定に関し必要な次に掲げる事項について検討することを目的とする。

- 一 法第九条第二項に規定する広域地方計画に定める事項
- 二 法第十条第一項の広域地方計画協議会を組織するために必要な準備
- 三 法第六条第二項に規定する全国計画への提案

## (組織)

第三条 検討会議は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検討会議に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、検討会議を代表し、その議事運営等を行う。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じ委員以外の者を検討会議に参加させることができる。

## (幹事会)

第四条 検討会議の円滑な運営を補助するため、検討会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。
- 4 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事がその職務を代理する。
- 5 幹事長は、必要に応じワーキンググループ等を設置することができる。

## (事務局)

第五条 検討会議の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営は、近畿地方整備局企画部広域計画課及び建政部計画管理課並びに近畿運輸局企画観光部交通企画課において行う。

## (雑則)

第六条 この要綱の改正は、会長が検討会議に諮って行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年12月26日から施行する。